新たな富山県民福祉基本計画について（案）

１　計画の概要

（１）計画の性格、位置づけ

　・社会福祉法に基づく法定計画

・富山県民福祉条例に基づく基本計画

（２）計画期間

　・平成29年度から平成33年度までの5年間

（３）計画の内容

・福祉に関する基本的かつ総合的な施策（富山県民福祉条例第11条）

　・市町村地域福祉計画を支援するもの（社会福祉法第108条）

２　計画の検討スケジュール（案）・・・・別紙のとおり

参考：富山県民福祉基本計画の位置づけ

富山県総合計画

新・元気とやま創造計画（平成24年度～平成33年度）

連携

富山県健康増進計画（Ｈ25～34）

新富山県医療計画（Ｈ25～29）

○富山県高齢者保健福祉計画（Ｈ27～29）

○富山県介護保険事業支援計画（Ｈ27～29）

○富山県障害福祉計画（Ｈ26～30）

○みんなで育てる　とやまっ子　みらいプラン（Ｈ27～31）　等

整合

とやま未来創生戦略

（平成27年度～平成31年度）

分野別計画

市町村地域福祉計画を支援する計画

社会福祉法第108条

富山県民福祉計画

平成29年度～平成33年度

富山県の福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画

富山県民福祉条例第11条

個別計画（条例第12条）